

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社 高木設計事務所	札幌市北区北7条西2丁目6番地

2. 指名停止期間

令和 8年 4月 9日から令和 8年 5月24日まで(45日間)

3. 事実概要

株式会社高木設計事務所は、市発注の小中学校空調設備設置工事施工監理委託その2(繰越明許)を受注し施工監理していたが、谷川・島川小学校空調設備設置工事(繰越明許)の施工管理が不十分なことにより、工期完了日である令和7年11月20日までに契約履行を完了させることができず、123日間遅延し、令和8年3月23日に業務完了した。

この件に関しては、工事施工業者に対し、工程管理や必要書類の作成等、再三、監理指導を行っていたが、業務連絡を無視し音信不通にするなど、工事施工業者の誠意のない対応により、谷川・島川小学校空調設備設置工事(繰越明許)の工期遅延となった。

4. 指名停止理由

上記事実概要に起因し、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準(以下、「指名停止基準」という。)別表第2第4号(契約違反)に該当するためであるが、施工監理の指示などに落ち度は少なく、工事施工業者の対応に問題があり起きた工期遅延であるため、指名停止基準第3条第3項の規定による情状酌量すべき特別な事由と認め、停止期間は本来の日数の2分の1に短縮する。